

大阪府消費者保護審議会基本計画策定検討部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府消費者保護審議会規則（以下「規則」という。）第17条の規定により、大阪府消費者保護審議会（以下「審議会」という。）に設置する基本計画策定検討部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 部会は、大阪府消費者基本計画（第3期）の策定について、調査審議する。

(組織)

第3条 部会を組織する委員（以下「部会委員」という。）は、規則第17条第2項の規定により、会長が指名する委員で構成するものとし、10名以内とする。

(会議の公開)

第4条 部会の会議は、会議の公開に関する指針（昭和60年11月26日 大阪府知事決定）（以下「指針」という。）に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に基づき、非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(部会委員以外の者の意見聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させて意見等を述べさせることができる。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要領は、令和5年12月22日から施行する。